

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2006. 5. 30 VOI. 3-1

本号の内容

- ★魅力満載の政策法務研修です！
- ★公益法人制度改革について
- ★改正行政手続法の概要 「命令等」とは？
- ★重要判例 国立マンション訴訟最高裁判決

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

魅力満載の政策法務研修です！

詳しい内容を知りたい方は、こちら（職員能力開発センターのHP）をどうぞ！

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_kensyuu/h18jissikeikaku/h18jissikeikaku.html

○ 政策法務研修って、なあに？ なんだか難しそうだなあ。

「政策法務研修」と聞いて、まず皆さんが最初に抱く感想のひとつでしょう。実際に受講生に聞いてみても、受講する前は、このような感想をお持ちの方が多くいます。

でも、そこは大丈夫！ いまや自治体にとって必須アイテムでもある「政策法務」を、われわれ政策法務課職員が、**わかりやすく、丁寧に**解説していきます。

これによって、受講した後は、「政策法務って身近なんだな……。」「意外と面白そうだな……。」「今の仕事に**生かせるな**……。」などという感想が多くなっているのです。

○ 政策法務研修の特徴って、なにかあるの？

まずは、「政策法務は難しい」という先入観を取り払うための工夫をしています。

たとえば**ワークショップ**です。基本的な講義はもちろん欠かせませんが、講義以外に、身近なテーマをもとに演習課題を設定して、グループごとに議論してもらうことにしています。これによって、政策法務を**体験的に学ぶ**ことができるのです。

○ 18年度はどんなことをやるの？

★ **1日コースの超入門編！！** →→9月26日（火）

～条例を見たこともないような人にオススメ。条例のチャート化って目からウロコ！～

★ **2日コースの解釈運用編！！** →→10月23日（月）、30日（月）

～法律(条例)が使いづらいことはないですか？ そこに解釈運用のヒントがあります。～

★ **3日コースの立法編！！** →→1月に予定

～条例ってどうやって作るの？ 興味があるアナタ、実際に体験してみましょ。～

いずれか1つでも満足いただけるでしょうし、もちろん、3つ（2つ）まとめて！でも構いません。是非、皆さんの参加をお待ちしております。

公益法人制度改革について

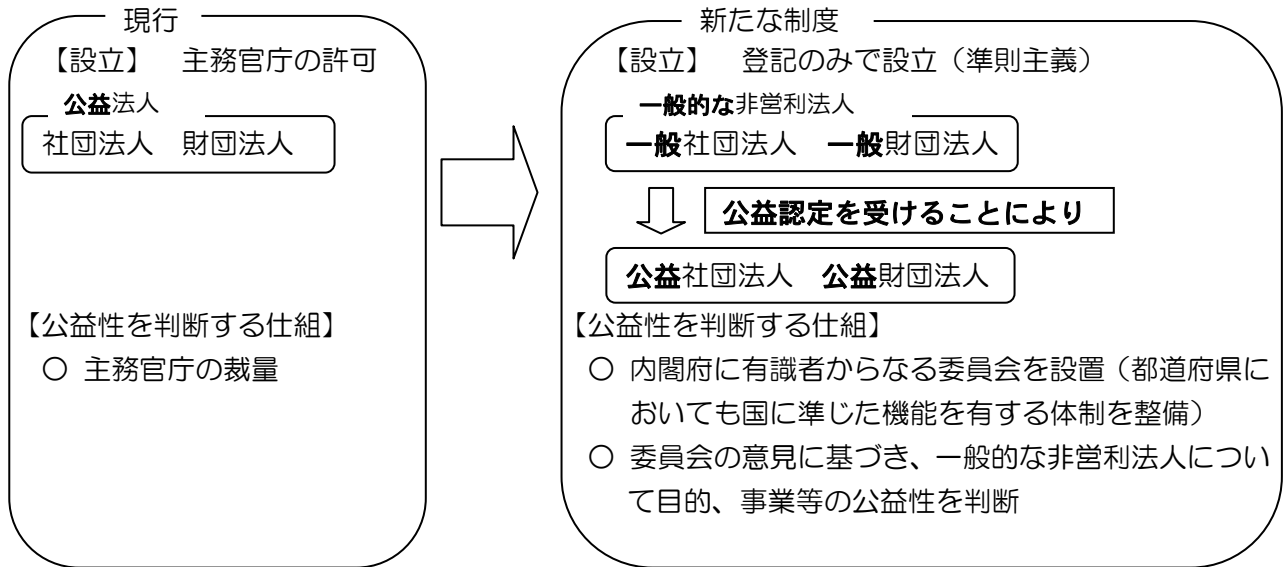
☆☆☆はじめに☆☆☆

第164回国会において「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。これらの法律の制定により公益法人の制度がどのようなになるのでしょうか？

☆☆☆改正の概要☆☆☆

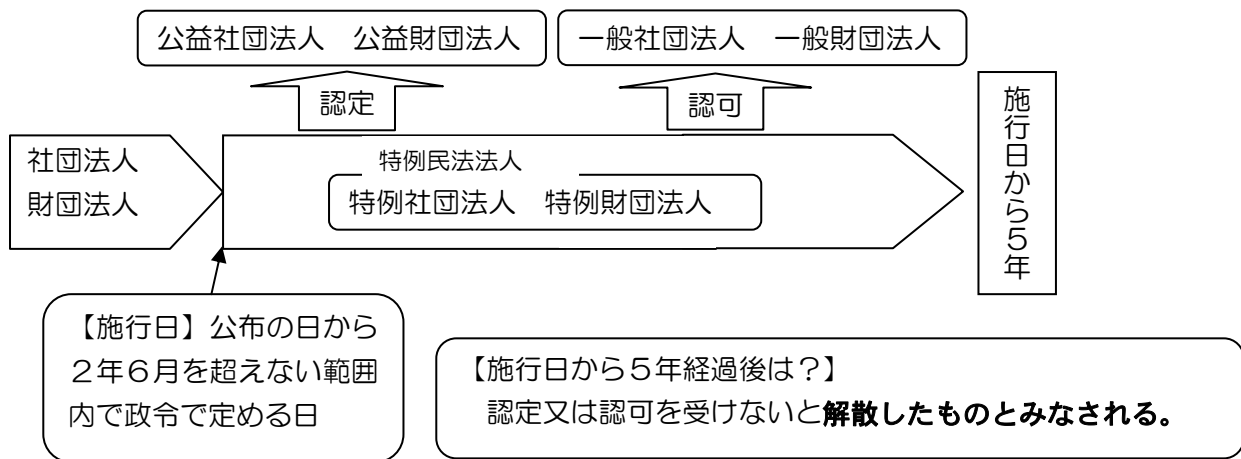
【Q】どのように変わりますか？

【A】主務官庁の許可制から、登記のみで設立する準則主義になります。



【Q】現行の社団法人及び財団法人はどうなりますか？

【A】「特例民法法人」として存続しますが、5年以内に、認定を受けて公益社団法人、公益財団法人に移行するか、認可を受けて一般社団法人、一般財団法人に移行することとなります。



【Q】今後の公益法人の事務はどうなりますか？

【A】政策法務課において主催する公益法人事務担当者会議（平成18年7月以降）などを通じて御案内する予定です。

参考URL http://www.gyokaku.go.jp/about/index_koueki.html (内閣官房行政改革推進事務局)

「行政手続法」改正の影響はどのようなことが予想されるのでしょうか。
今回は改正行政手続法の対象となる命令等についてまとめました。

○ おさらい

今回の行政手続法の改正では、前回ご紹介したとおり二つのポイントがあります。

一つめは、命令等の一般原則として次の二つが明文化されたことです（第38条）。

① 命令等を定める場合は、その根拠法令の趣旨に適合させること（**根拠法令趣旨適合**）。

② 命令等は、その制定後も、内容の適性確保に努めること（**適正性の確保**）。

二つめは、命令等を定めようとする場合に、**意見公募手続（パブリックコメント手続）**が義務化されたことです（第39条）。

いずれにしても命令等について一般原則が適用され、かつ、意見公募手続が義務付けられているのでそもそも「命令等とはなにか」ということが重要となります。

○ 「命令等」とは？ = 法律に基づく命令又は規則 + 審査基準 + 処分基準 + 行政指導指針

1 **法律に基づく命令**（処分の要件を定める告示を含む。）又は**規則**（第2条8号イ）

法律に基づく命令とは、内閣が定める政令、各省庁が定める省令のほか、会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則等も含まれます。

また、ここでの規則とは、地方公共団体の執行機関の規則だけでなく地方公共団体の執行機関の規程も含まれます。

2 **審査基準**

審査基準とは、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいいます（第2条8号ロ）。

3 **処分基準**

処分基準とは、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいいます（第2条8号ハ）。

4 **行政指導指針**

行政指導指針とは、同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいいます（第2条8号ニ）。

つまり、複数の者を対象とする行政指導に際して共通して指導の内容となるべき事項を定めたものです。いわゆる行政指導要綱等がこれに当たります。

○ 地方公共団体が命令等を定める行為は適用除外

地方公共団体については、命令等を定める行為に関する手続について適用除外となっています（第3条第3項）。しかし、第46条において、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置が求められています。この要請は努力義務ですが、どのような形で地方公共団体において具現化するかは、今後の課題です。

国立マンション訴訟最高裁判決

<平成18年3月30日最高裁判決>

事案の概要

本件は、JR国立駅南口から続く通称「大学通り」沿いの土地へのマンション建築をめぐり、マンション建築に反対する周辺住民らが、建築主らに対して、①マンションの一部撤去と、②慰謝料等の支払いを求めたものです。

争点は？

本件の争点は概ね以下の2点です。

①「景観利益」は、法律上保護される利益なのか

⇒背景として、「大学通り」の景観は東京都選定「新東京百景」に選ばれるなど、優れた街路の景観としてたびたび紹介されていた。

② 適法な建築行為が、違法な利益侵害といえるか

⇒建築されたマンションは、地上14階建て、高さは最高点が43.56メートルで建築基準法等、法令の基準を満たし、適法に建築された建物である。

* 国立市は、建築工事着手後、地区計画と建築物の制限に関する条例により、本件マンション建設地に建築できる建物の高さを20メートル以下に制限した。

判決要旨

<争点①について>

良好な景観に近接する地域内に居住する者が有するその景観の恵沢を享受する利益(「**景観利益**」)は、**法律上保護に値するもの**と解するのが相当である。

⇒本件について、景観に近接する地域内の居住者は、「景観利益」を有している。

<争点②について>

ある行為が「景観利益」に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくともその行為が、**刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであるなど**、その態様や程度の面において**社会的に容認された行為としての相当性を欠くこと**が求められる。

⇒本件のマンション建築は、「景観利益」を違法に侵害する行為には当たらない。

☆ 以上の理由によって、周辺住民らの訴えは棄却されました。

実務への影響は？

今回、判決のあった訴訟自体は、周辺住民と建築主の民対民の事件ですが、このマンション建築をめぐっては、都、市それぞれを相手とした行政訴訟も提起されました。

今回の判決で「景観利益」が法律上保護に値するものと認められたことで、地域の良好な景観に対する住民の関心が増すことが予想されます。

また、さまざまな行政課題を解決する際には、事業者、住民等利害関係者との合意形成を踏んだ上でのルール作りが求められるものと思われます。

* 判決原文は、裁判所のホームページに掲載されています。

(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20060331091052.pdf>)